

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年10月15日

【発行者名】 BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 土岐 大介

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウノースタワー

【事務連絡者氏名】 木暮 恵子

【電話番号】 03-6377-2929

【届出の対象とした募集（売出）BNPパリバ アジア・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）
内国投資信託受益証券に係るファ
ンドの名称】

【届出の対象とした募集（売出）1,000億円を上限とします。
内国投資信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年6月25日付をもって提出した有価証券届出書において、繰上償還（予定）の手続き等に伴う記載事項の一部に訂正事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

下線部 _____ は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**（５）【申込手数料】****<訂正前>**

申込手数料は、お申込受付日の翌営業日の基準価額に、申込手数料率を乗じた額とします。

申込手数料率は、3.24%（税抜 3.00%）を上限に販売会社が定めるものとします。

なお、自動けいぞく投資契約（販売会社によって、同様の権利義務関係を規定する契約で名称の異なる場合があります。以下同じ。）に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額が含まれています。なお、消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

<訂正後>

申込手数料は、お申込受付日の翌営業日の基準価額に、申込手数料率を乗じた額とします。

申込手数料率は、3.3%（税抜 3.00%）を上限に販売会社が定めるものとします。

なお、自動けいぞく投資契約（販売会社によって、同様の権利義務関係を規定する契約で名称の異なる場合があります。以下同じ。）に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（７）【申込期間】**<訂正前>**

2019年6月26日から2020年6月25日まで

<訂正後>

2019年6月26日から2020年6月25日まで

当ファンドの継続申込期間は2020年6月25日までとさせていただいておりましたが、2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致します。2019年10月15日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2019年10月15日から2019年11月6日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月7日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上が賛成し、繰上償還が決定した場合、申込期間は2019年12月11日までとします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****（１）【ファンドの目的及び基本的性格】**

ファンドの特色

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

1 日本を除くアジア諸国・地域の債券を実質的な主要投資対象とします。

■ 日本を除くアジア諸国・地域の債券*1 を主要投資対象とするルクセンブルク籍の外国投資法人「BNPパリバ・ファンズ(BNP Paribas Funds)」のサブファンドである「BNPパリバ・ファンズ・アジア(除く日本)・ボンド クラシック-MDシェア(BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares)」*2(米ドル建て)(以下「外国投資信託証券」といいます。)を主要投資対象として高位に組入れるとともに、円建て国内籍の投資信託証券「BNPパリバ日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)」も投資対象とするファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

*1 当ファンドにおいて、「アジア諸国・地域の債券」とは、アジア諸国・地域の政府、政府機関、もしくは企業が発行する債券、及びアジア諸国・地域において主要な事業活動を行っている企業または国際機関が発行する債券のことを指します。

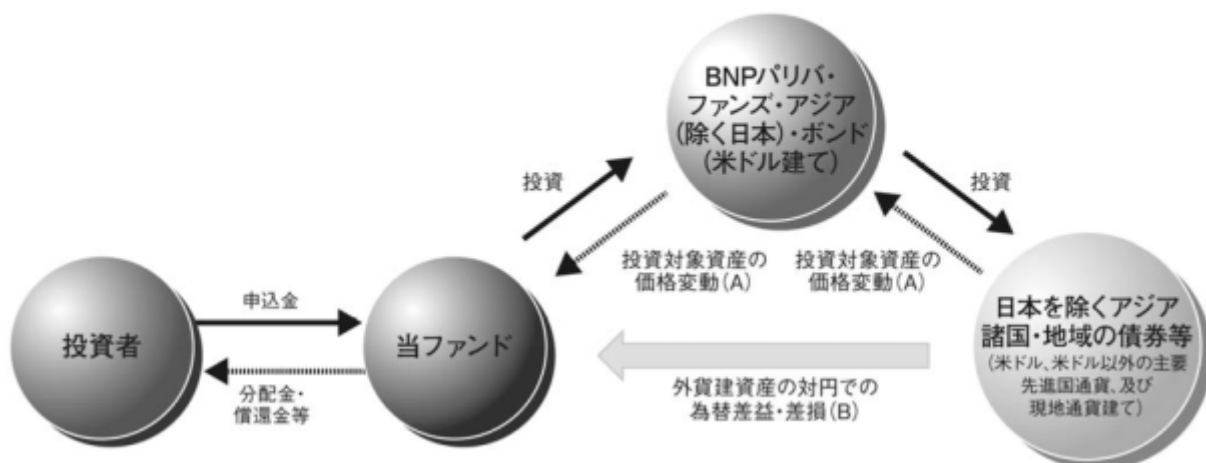
*2 「BNPパリバ・ファンズ・アジア(除く日本)・ボンド クラシック-MDシェア(BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares)」は、2019年8月30日付で「パーベスト ボンド・アジア(除く日本)クラシック-MDシェア(Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares)」から名称を変更いたしました。なお、運用に実質的な変更はありません。

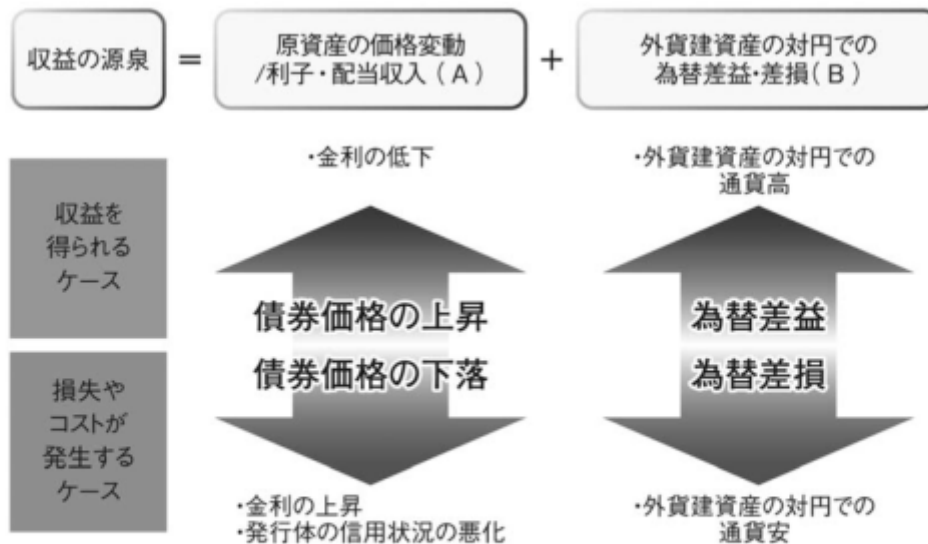
■ 外国投資信託証券への投資を通じて、米ドル建て、米ドル以外の主要先進国通貨建て、さらには日本を除くアジア諸国・地域の現地通貨建て債券に実質的に投資を行います。

2 当ファンドの実質的な主要投資対象である外貨建資産に対しては、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

当ファンドは、主要投資対象である投資信託証券への投資を通じて、米ドル、米ドル以外の先進国の通貨、あるいは現地通貨建ての債券に投資を行います。当ファンド及び当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券では、原則として外貨建資産に対する対円での為替ヘッジを行わないことから為替変動の影響を受けます。

ファンドにおける為替変動リスク、及び収益のイメージ





資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 毎月25日に決算を行い(休業日の場合は翌営業日)、収益の分配を行います。



- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案し決定します。ただし、信託財産の状況によっては分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

指定投資信託証券の概要 (2019年10月1日現在)

外国投資信託証券	
ファンド名	BNPパリバ・ファンズ・アジア(除く日本)・ボンド クラシック-MDシェア (BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares) (米ドル建て)
形態	ルクセンブルク籍外国投資法人
運用の基本方針	中期的な信託財産の成長を目指します。
投資方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・日本を除くアジア諸国・地域で発行される、様々な通貨建ての国債等、同諸国・地域に所在する企業、もしくは同諸国・地域において主に事業展開を営む企業が発行する社債、及び債券等を原資産とする金融派生商品に、純資産総額の少なくとも3分の2程度を投資します。 ・ファンドの純資産総額の最大で3分の1程度を、譲渡性証券、マネー・マーケット金融商品、金融派生商品、キャッシュ等に投資する場合があります。また、純資産総額の最大10%までをUCITSあるいはUCIにも投資する場合があります。

運用報酬	ファンドの純資産総額に対して最大年率1.25% ^(*)
その他費用等	運用財産の保管及び計算等の事務に関する費用として最大年率0.30% この他に組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、運用財産に関する租税、 その他関連する費用等が運用財産から支払われます。
投資顧問会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT UK Limited (BNPパリバ・アセットマネジメント UK リミテッド)

(*)このうち年率0.90%を上限としてBNPパリバ アジア・ボンド・ファンド（為替ヘッジなし）に還付いたします。

国内籍追加型投資信託証券	
ファンド名	BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）
形態/商品分類	国内籍投資信託 / 追加型投信 / 国内 / 債券
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
投資方針等	・運用にあたっては、決算時の元本の安定性に最大限配慮しつつ、金利水準、 想定されるポートフォリオのインカム収入等を基に安定した収益の確保と信 託財産の成長を目指します。なおベンチマークはありません。 ・市況動向及び資金動向等により、上記の運用が行えない場合があります。
信託報酬	ファンドの純資産総額に対して年率0.22%（税抜0.20%）以内
その他費用等	組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用等
委託会社	BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

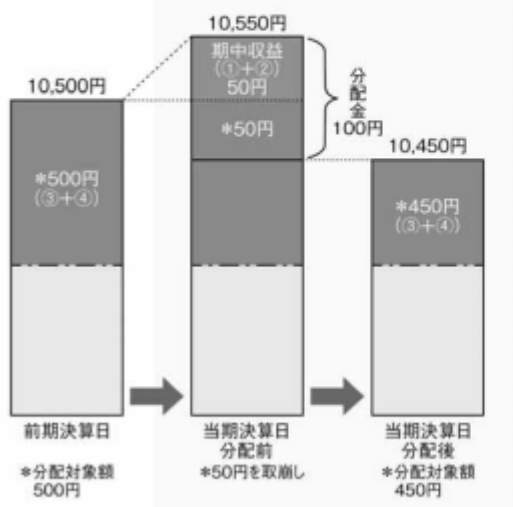
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



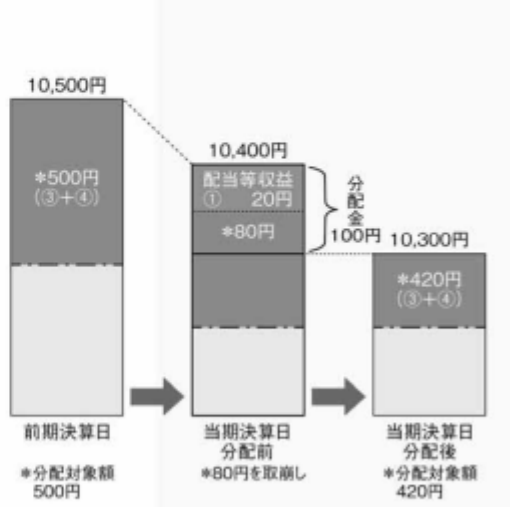
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

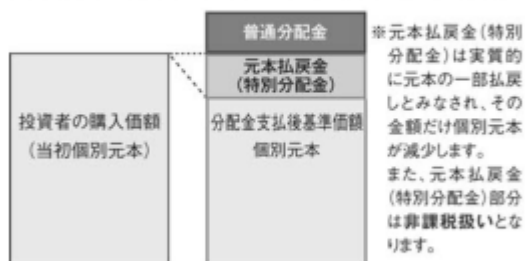


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

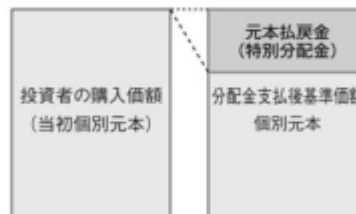
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後述「4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

(3) 【ファンドの仕組み】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み a. ファンドの仕組み」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

a. ファンドの仕組み

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。ファンド・オブ・ファンズとは、投資信託証券に投資するファンドをいいます。



(注1) 当ファンドは外国投資信託証券を高位に組入れることを目指しますが、当ファンドの基準価額の値動きと外国投資信託証券の値動きは、一部資金を国内籍の投資信託証券や短期金融商品で運用すること、外国投資信託証券に係る為替ヘッジ、当ファンドと当該外国投資信託証券との売買タイミングのずれ等の要因で、完全に一致するものではなく、乖離が生じます。

(注2) 上記の図は、ファンドの仕組みの簡便な理解を目的としており、実際の運用とは異なる場合があります。

<訂正前>

c. 委託会社等の概況(2019年3月末現在)

資本金 1億円

(略)

大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Holding BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	169,000株	100.0%

<訂正後>

c. 委託会社等の概況(2019年8月末現在)

資本金 5億7,500万円

(略)

大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT Holding BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング	フランス共和国、 パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	264,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

a. 運用方針

投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益権及び受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券及び外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国・地域の国債、政府機関債、社債等を実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標として運用を行います。

主に投資する投資信託証券として、日本を除くアジア諸国・地域で発行される、様々な通貨建ての国債等、同諸国・地域に所在する企業、もしくは同諸国・地域において主に事業展開を営む企業が発行する社債、及び債券等を原資産とする金融派生商品を主要投資対象とする外国投資証券「パーベスト ボンド・アジア（除く日本）クラシック-MDシェア（Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares）」（米ドル建て）を選定しております。また、余資運用については、円建ての公社債を主要投資対象として安定した収益の確保と信託財産の成長を目指す国内籍の追加型投資信託証券「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」を選定しております。

b. 投資態度

投資信託証券への投資を通じて、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて行います。

投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国・地域の国債、政府機関債、社債等を実質的に投資を行います。

指定投資信託証券は、委託会社の判断により適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定された投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

指定投資信託証券への投資比率は、各投資信託証券の収益性、市況環境及び資金動向等を勘案して決定するものとします。原則として、日本を除くアジア諸国・地域の国債、政府機関債、社債等に投資する投資信託証券の組入比率は高位に保ちます。

外貨建の投資対象については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向、新興諸国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

別に定める投資信託証券（「指定投資信託証券」）

- ・ルクセンブルク籍の外国投資法人「パーベスト（Parvest）」のサブファンドである「パーベスト ボンド・アジア（除く日本）クラシック-MDシェア（Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares）」（米ドル建て）
- ・国内籍の追加型投資信託証券「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

<訂正後>

a. 運用方針

投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益権及び受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券及び外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国・地域の国債、政府機関債、社債等を実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目標として運用を行います。

主に投資する投資信託証券として、日本を除くアジア諸国・地域で発行される、様々な通貨建ての国債等、同諸国・地域に所在する企業、もしくは同諸国・地域において主に事業展開を営む企業が発行する

社債、及び債券等を原資産とする金融派生商品を主要投資対象とする外国投資証券「BNPパリバ・ファンズ・アジア（除く日本）・ボンド クラシック-MDシェア（BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares）」（米ドル建て）を選定しております。また、余資運用については、円建ての公社債を主要投資対象として安定した収益の確保と信託財産の成長を目指す国内籍の追加型投資信託証券「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」を選定しております。

b. 投資態度

投資信託証券への投資を通じて、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行い、実質的な投資は、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて行います。

投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除くアジア諸国・地域の国債、政府機関債、社債等に実質的に投資を行います。

指定投資信託証券は、委託会社の判断により適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定された投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

指定投資信託証券への投資比率は、各投資信託証券の収益性、市況環境及び資金動向等を勘案して決定するものとします。原則として、日本を除くアジア諸国・地域の国債、政府機関債、社債等に投資する投資信託証券の組入比率は高位に保ちます。

外貨建の投資対象については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向、新興諸国の政治や経済情勢の変動、当該諸国の法規制等の変更、その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

別に定める投資信託証券（「指定投資信託証券」）

- ・ルクセンブルク籍の外国投資法人「BNPパリバ・ファンズ（BNP Paribas Funds）」のサブファンドである「BNPパリバ・ファンズ・アジア（除く日本）・ボンド クラシック-MDシェア（BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares）」（米ドル建て）
- ・国内籍の追加型投資信託証券「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」

（２）【投資対象】

<訂正前>

（略）

指定投資信託証券（2019年3月末現在）

外国投資信託証券	
ファンドの名称	<u>パーベスト ボンド・アジア（除く日本）クラシック-MDシェア（Parvest Bond Asia ex-Japan Classic-MD Shares）</u> （米ドル建て）
運用の基本方針	中期的な信託財産の成長を目指します。
主要な投資対象	日本を除くアジア諸国・地域で発行される、様々な通貨建ての国債等、同諸国・地域に所在する企業、もしくは同諸国・地域において主に事業展開を営む企業が発行する社債、及び債券等を原資産とする金融派生商品等
投資顧問会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT UK Limited （BNPパリバ・アセットマネジメント UK リミテッド）

（以下略）

<訂正後>

（略）

指定投資信託証券（2019年8月末現在）

外国投資信託証券	
ファンドの名称	<u>BNPパリバ・ファンズ・アジア（除く日本）・ボンド クラシック-MDシェア（BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares）</u> （米ドル建て）
運用の基本方針	中期的な信託財産の成長を目指します。

主要な投資対象	日本を除くアジア諸国・地域で発行される、様々な通貨建ての国債等、同諸国・地域に所在する企業、もしくは同諸国・地域において主に事業展開を営む企業が発行する社債、及び債券等を原資産とする金融派生商品等
投資顧問会社	BNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT UK Limited (BNPパリバ・アセットマネジメント UK リミテッド)

(以下略)

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料率は、3.24%（税抜 3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

申込手数料は、申込時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

<訂正後>

申込手数料率は、3.3%（税抜 3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

申込手数料は、申込時の商品説明及び事務手続きに要する費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(3)【信託報酬等】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.155%（税抜1.05%）を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

信託報酬率	年率1.155%（税抜1.05%）		
配分	委託会社	年率0.352%（税抜0.32%）	委託した資金の運用の対価
	販売会社	年率0.770%（税抜0.70%）	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

上記の他、指定投資信託証券について、以下の運用報酬がかかります。（2019年10月1日現在）

投資対象 ファンド	BNPパリバ・ファンズ・アジア（除く日本）・ ボンド クラシック-MDシェア（BNP Paribas Funds Asia Ex-Japan Bond Classic-MD Shares） 実質最大年率0.35%	投資対象ファンドにおける運用管理費用等
	BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機 関投資家限定） 年率0.22%（税抜0.20%）以内	投資対象ファンドにおける運用管理費用等
実質的な負担	概ね年率1.505%（税抜1.40%）	

実質的な信託報酬は目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況、運用状況によって変動します。

の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

の信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

<訂正前>

（略）

上記の費用の他に、「パーベスト ボンド・アジア（除く日本）クラシック-MDシェア」においては、信託財産の保管及び計算等の事務に関する費用（最大年率0.30%）、組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、その他関連する費用等がかかります。また、「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」においては、組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用等がかかります。（2019年3月末現在）

（以下略）

<訂正後>

（略）

上記の費用の他に、「BNPパリバ・ファンズ・アジア（除く日本）・ボンド クラシック-MDシェア」においては、信託財産の保管及び計算等の事務に関する費用（最大年率0.30%）、組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、その他関連する費用等がかかります。また、「BNPパリバ日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」においては、組入有価証券等の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用等がかかります。（2019年8月末現在）

（以下略）

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数についてお申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率が10%となった場合は、3.3%となります。

（略）

<訂正後>

（略）

申込手数料率は、3.3%（税抜3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数についてお申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせください。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

(略)

当ファンドは2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投信法に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致します。2019年10月15日現在、繰上償還の成否は未定ですが、2019年10月15日から2019年11月6日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月7日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上が賛成し、繰上償還が決定した場合、申込期間は2019年12月11日までとします。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

2012年6月20日から2022年3月25日とします。

<訂正後>

2012年6月20日から2022年3月25日とします。

当ファンドの信託期間は2022年3月25日までとさせていただいておりましたが、2019年12月13日付で繰上償還を行う予定のもと、投信法に基づく所定の手続きを、2019年10月15日から開始致します。2019年10月15日現在、繰上償還の可否は未定ですが、2019年10月15日から2019年11月6日までの書面による議決権の行使期間を経て、2019年11月7日の決議の日に、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上が賛成し、繰上償還が決定した場合、繰上償還日の一定期間前で事実上の運用を終了し、2019年12月13日に信託を終了（繰上償還）する予定です。詳しくは委託会社もしくは販売会社にお問合わせください。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

a. 資本金の額（2019年3月末現在）

資本金の額	1億円
発行可能株式総数	500,000株
発行済株式総数	169,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

2014年8月1日に2億5,000万円の減資
2016年7月26日に2億5,000万円の増資
2016年11月30日に2億5,000万円の減資
2018年11月21日に4億円の増資
2018年12月27日に4億円の減資

<訂正後>

a. 資本金の額（2019年8月末現在）

資本金の額	5億7,500万円
発行可能株式総数	500,000株
発行済株式総数	264,000株

（最近5年間における資本金の額の増減）

2014年8月1日に2億5,000万円の減資
2016年7月26日に2億5,000万円の増資
2016年11月30日に2億5,000万円の減資
2018年11月21日に4億円の増資
2018年12月27日に4億円の減資
2019年8月23日に4億7,500万円の増資

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきまして、該当部分を以下内容に更新・訂正するとともに、末尾に「中間財務諸表」を追加します。

<更新・訂正後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（2018年1月1日から2018年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。第22期事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）に係る中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第22期中間会計期間末 (2019年6月30日現在)	
資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動資産			
預金			444,415
前払費用			9,735
未収委託者報酬			199,126
未収運用受託報酬			61,919
未収収益			151,265
未収入金			3
立替金			258
流動資産計			866,724
固定資産			
投資その他の資産			10,605
長期差入保証金		4,605	
その他		6,000	
固定資産計			10,605
資産合計			877,329

期別		第22期中間会計期間末 (2019年6月30日現在)	
負債の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動負債			
預り金			25,612
未払金			234,316
未払手数料		56,398	
未払委託調査費		132,551	
その他未払金		45,366	
未払費用			128,152
未払法人税等			1,900
未払消費税等	* 1		4,547
賞与引当金			50,000
役員賞与引当金			6,333
流動負債計			450,863
固定負債			
退職給付引当金			197,181
役員退職慰労引当金			1,351
資産除去債務			68,236
固定負債計			266,769
負債合計			717,632
純資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
株主資本			
資本金			100,000
資本剰余金			1,324,722
資本準備金		50,000	
その他資本剰余金		1,274,722	
利益剰余金			1,265,024
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		1,265,024	
株主資本合計			159,697
純資産合計			159,697
負債・純資産合計			877,329

(2) 中間損益計算書

期 別		第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬			400,007
運用受託報酬			123,919
その他営業収益			220,698
営業収益計			744,625
営業費用			
支払手数料			132,609
広告宣伝費			8,370
調査費			197,161
調査研究費		14,251	
委託調査費		182,909	
委託計算費			45,404
営業雑経費			7,057
印刷費		5,000	
協会費		2,056	
営業費用計			390,603
一般管理費			
給料			403,024
役員報酬		34,123	
給料・手当		367,791	
賞与		1,109	
業務委託費			125,516
交際費			1,503
旅費交通費			4,125
租税公課			431
不動産賃借料			64,699
賞与引当金繰入額			44,806
役員賞与引当金繰入額			481
退職給付費用			27,004
役員退職慰労引当金繰入額			1,705
諸経費			56,911
一般管理費計			730,210
営業損失			376,188

期 別		第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
		千円	千円
営業外収益			
受取利息			0
為替差益			3,493
雑益			1,348
営業外収益計			4,841
営業外費用			
雑損失			98
営業外費用計			98
経常損失			371,444
特別損失			
割増退職金			11,135
減損損失	* 1		18,991
特別損失計			30,127
税引前中間純損失			401,572
法人税、住民税及び事業税			1,900
中間純損失			403,472

(3) 中間株主資本等変動計算書

第22期中間会計期間

自 2019年 1月 1日

至 2019年 6月30日

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	50,000	1,274,722	1,324,722	861,552	861,552	563,169	563,169
当中間期変動額								
中間純損失					403,472	403,472	403,472	403,472
当中間期変動額合計	-	-	-	-	403,472	403,472	403,472	403,472
当中間期末残高	100,000	50,000	1,274,722	1,324,722	1,265,024	1,265,024	159,697	159,697

重要な会計方針

第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項
(追加情報)

第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当中間会計期間の期首から適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第22期中間会計期間末 (2019年6月30日現在)
<p>* 1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。</p>

(中間損益計算書関係)

第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日			
* 1 減損損失 当中間会計期間において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。			
用途	場所	種類	金額
事務所 設備	東京都 千代田区	建物・器具備品	18,991千円
(経緯) 上記資産につきまして、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスになっているため、帳簿価格全額を回収不能とし、減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、以下の通りであります。			
(減損損失の金額)			
建物	16,133	千円	
器具備品	2,858	千円	
合計	18,991	千円	
(グルーピングの方法) 当社は投資信託委託・投資顧問業務等を営んでおります。基本的に全ての資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す為、本社事務所の全資産を一つの単位としてグルーピングをしております。			
(回収可能価額の算定方法等) 当社の回収可能価額は使用価値を使用しておりますが継続して営業活動から生じるキャッシュ・フローがマイナスとなっているため、使用価値は零として算定しております。			

(中間株主資本等変動計算書関係)

第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	169,000	-	-	169,000
2. 配当に関する事項				
該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日	
オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料	
	(借主側)
1年内	42,989 千円
1年超	- 千円
合計	42,989 千円

(金融商品関係)

第22期中間会計期間末
(2019年6月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

2019年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。
(単位:千円)

科 目	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	444,415	444,415	-
未収委託者報酬	199,126	199,126	-
未収運用受託報酬	61,919	61,919	-
未収収益	151,265	151,265	-
資産計	856,727	856,727	-
未払手数料	56,398	56,398	-
未払委託調査費	132,551	132,551	-
その他未払金	45,366	45,366	-
未払費用	128,152	128,152	-
負債計	362,468	362,468	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1)預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益

これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)その他未払金、未払費用

これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

第22期中間会計期間末
(2019年6月30日現在)

重要性が低いため記載を省略しております。

（デリバティブ取引関係）

第22期中間会計期間末
(2019年6月30日現在)

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第22期中間会計期間
自 2019年 1月 1日
至 2019年 6月30日

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	68,236千円
時の経過による調整額	<u>0千円</u>
当中間会計期間末残高	68,236千円

（セグメント情報等）

第22期中間会計期間
自 2019年 1月 1日
至 2019年 6月30日

（セグメント情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	400,007	123,919	220,698	744,625

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日 本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
465,806	95,824	113,722	69,272	744,625

(注) 投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
ヘッジファンド・リターン・ターゲットファンド・為替ヘッジあり （適格機関投資家専用）	121,467	なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ルクセンブルク	113,722	なし
BNPパリバ・アセットマネジメント・ネーデルラント N.V.	95,824	なし

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日	
1株当たり純資産額	944円
1株当たり中間純損失	2,387円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間純損失	403,472千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	403,472千円
期中平均株式数	普通株式 169,000株
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。</p>	

(重要な後発事象)

第22期中間会計期間 自 2019年 1月 1日 至 2019年 6月30日	
<p>当社は2019年7月31日開催の取締役会及び2019年8月1日開催の臨時株主総会において、株主割当増資に関して次のとおり決議し、2019年8月23日に払込が完了しました。</p>	
発行株式数	普通株式 95,000株
発行価額	1株につき10,000円
発行価額の総額	950,000千円
資本組入額	1株につき 5,000円
資本組入額の総額	475,000千円
割当先	BNPパリバ・アセットマネジメント・ホールディング
資金の用途	運転資金

独立監査人の中間監査報告書

2019年9月20日

BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 正田 誠 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第22期事業年度の中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年1月1日から2019年6月30日まで）の経営成績の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年7月31日開催の取締役会及び2019年8月1日開催の臨時株主総会において株主割当による株式の発行を決議し、2019年8月23日に払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。